平成２２年（フ）第１８３号
青森県黒石市追子野木１丁目69番地２
債務者　野呂　義勝
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三上　和秀
4　破産債権の届出期間　平成22年９月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月１日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１８４号
青森県黒石市追子野木１丁目69番地２
債務者　野呂　令子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　佑輔
4　破産債権の届出期間　平成22年９月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月１日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１８５号
青森県弘前市大字下白銀町17番地15　パークサイドナリタＢ―102号
債務者　野呂　　勝
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　佑輔
4　破産債権の届出期間　平成22年９月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月１日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第４４１号
岩手県八幡平市松尾寄木第33地割15番地
債務者　髙橋　敏雄
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　治彦
4　破産債権の届出期間　平成22年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月27日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１８２６号
愛知県瀬戸市すみれ台４丁目14番地
債務者　林　　政一
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水野　秀志
4　破産債権の届出期間　平成22年９月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月９日午前11時45分
6　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１４２号
名古屋市千種区鹿子殿４番３号　木屋広伸方
債務者　宮林繊維こと　宮林　勝義
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠原　宏二
4　破産債権の届出期間　平成22年９月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月10日午後２時10分
6　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２６９号
北海道江別市上江別西町56番地の68
債務者　朴木　英二
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤めぐみ
4　破産債権の届出期間　平成22年９月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月４日午後４時30分
6　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２号
鳥取県八頭郡八頭町郡家62番地19
債務者　林　　幸男
1　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　雅稔
4　破産債権の届出期間　平成22年９月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月５日午前10時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６４号
鳥取県鳥取市秋里950番地の26
債務者　武田　正彦
1　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊福　　一
4　破産債権の届出期間　平成22年９月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月５日午後１時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０７５号
広島市中区大手町３丁目２番10―403号
債務者　シングル・アドこと　平田　直秀
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桒田　博正
4　破産債権の届出期間　平成22年９月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月５日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４２号
宮崎県小林市野尻町東麓3978番地50
債務者　中原　俊郎
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木　健
4　破産債権の届出期間　平成22年９月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月14日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１０４号
北海道白老郡白老町字竹浦110番地85、前住所北海道釧路市中園町７番３号　ひだフラット５号
債務者　小野寺清隆
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　開本　英幸
4　破産債権の届出期間　平成22年９月９日まで
5　一般調査期間　平成22年９月27日から平成22年10月８日まで
6　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第３０８号
川崎市川崎区池上新町２丁目４番15号　スカイハイツ池伊301、前住所秋田市楢山城南新町23番15号
債務者　斉藤　光雄
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荘司　　昊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６９号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙2335番地４
債務者　小芦　重昭
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人団野総合法律事務所
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部